

第十六回 参議院文部委員会會議録第十四号

(四三三)

昭和二十八年七月二十八日(火曜日)午前十時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君

理事

荒木正三郎君
八木 秀次君

大谷 賢雄君
谷口三郎君

横川 信夫君
吉田 萬次君

杉山 昌作君
高橋 道男君

安部キミ子君
相馬 助治君

深川タマエ君
長谷部ひろ君

天野 公義君
大西 正道君

前田榮之助君
福井 勇君

文部省初等中等教育局長 田中 義男君

文部省管理局長 近藤 直人君

事務局長 竹内 敏夫君

常任委員 会専門員 工榮 英司君

常任委員 会専門員 横田重左衛門君

衆議院事務局 常任委員 会専門員

説明員

文部省初等中等教育局長 大田 周夫君

○学校図書館法案(衆議院提出)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員会を開会いたします。先ず学校図書館法案を議題にいたします。本法案は去る七月二十四日に発議者から提案の理由の説明を承わつております。質疑は本日が初めてでございます。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

○委員(天野代議士、前田代議士、大西代議士)が見えなくなつておられます。なお文部省のほうからは田中局長、近藤局長が見えております。御質疑のあるかたは逐次御質疑を願います。

のでありまして、公の学校、私立の学校もこの中に当然含まれておると解せられるのであります。然るに第十三条に至りまして、国の負担の条項がありまして、この負担の点については、地方公共団体が、その設置をする学校図書館の云々というところで私立の学校に對しましては何らの条文が入つておらんのであります。これに對する御意見を承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(大西正道君) 私立学校が我が国の教育の発展の上に果たした役割は非常に重大なものでありまして、この私立学校の将来の発展のためには、我々は考へておるべきであります。併しなから現在の財政事情を勘案いたしますと十分考へておりますが、国に對する援助におきましては、この際この法案においては省かざるを得なかつたといふことを御了解願ひたいのであります。併しながら私立学校振興会法その他の面におきまして、統一的に一つの私立学校に對して援助の手を差延べることをできるように我々は期待をいたしておる次第であります。

○大谷賢雄君 財政上の点から私学に對する補助の条項を設けなかつた、こゝういふお話を伺ひますが、この法案が成立いたしますと、大体総額どのくらいになる御予定なんでありませうか。

○衆議院議員(大西正道君) 大体これは図書館の購入の費用といたしまして十八億を五カ年間にこれは均等に割當てておるわけでありませう。従ひまして年間三億五千万円を計上しておるわけでありませう。

○大谷賢雄君 恐らくこの私立の学校を加へましてその数の上から申しましてそれほどの財政負担ではないと考へられるのであります。今お話がありまして今日私学は國家がこれを經營いたしますならば非常な負担となるのであります。私学の設置されておることに對しては國の經費も軽減されておる、又その貢獻はお話のように非常なものであると存するのであります。従つて恐らく公立学校の図書館に要する經費と比べますれば、財政的負担も極めて少ないものであると思われるのであります。大体若し私立学校を加へるとするならばどのくらいなその以外の經費を要すると御計算になつておりますか。

○衆議院議員(大西正道君) ここには私立学校を省いておりますが、若し私立学校を加へますと、大体九千万円増加すると、こゝういふことになりませう。

○大谷賢雄君 私は今大西さんから私学振興会等においてそゝういふような考慮を私うことを期待するといふお話でありまして、私学振興会は御承知のごとく土地建物等に關しまして、殊に戦災の教育施設におきましては公立学校のほうには本年もすでに本予算に計上されております。私立のほうは私学振興会ができたためにその中に含まれて

おるのであります。主としてその方面に費用を出すのであります。従つてこゝういふような方面に出すということにはならんとおもうのであります。そこでこの産業教育の法律におきまして、公私均衡を保つた措置が講ぜられておるのであります。この法案に義務だけを、学校図書館を設けねばならんとか、司書を置かなきゃならんとか、義務だけを負うて、そうしてその措置がとられておらんといふことは甚だ遺憾に思はれるのであります。その点に關しましてどういふお考えをお持ちでありますか。

○衆議院議員(大西正道君) 今義務だけを平等に私立に負わして、これに對する援助については片手落ちだ、こゝういふお話であります。これは學校教育法の第三条に基くところの學校教育法の施行規則の第一条には次のように規定されておるのであります。「学校には、別に定める設置基準に従ひ、その学校の目的を實現するために必要を校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室その他の設備を設けなければならぬ。」このように明らかに設置義務を負わしてゐるのであります。従ひまして私立学校も當然この設置義務を負うてゐると、こゝういふことであります。この法案の第三条に「学校に、学校図書館を設けなければならぬ。」このように規定しておられますけれども、新たにこれで設置義務を課したといふわけではないのであります。

この点を一つ御了解をお願いしたいと思います。

○大谷賛雄君 今のお話であります。これはまあ理屈になります。学校教育法においても設置義務があるということであり、ここにはそれを明確にしたということであるならば、なお更私立の学校に關しましては助成の途を講ずるということが先ほどお話があつたように、私立学校に對してのなお一層の助成をいたすということになると思ふのであります。私はここに私学のことが入れてないということを是非非常に遺憾と思ふのであります。この点に關しましては文部当局のほうはどういうような御見解をお持ちでありますか。

○政府委員(田中義男君) 只今いろいろ御答弁がございましたが、一応私立学校振興会法によりましてと法文の上から申しますれば私立学校に關する助成、援助はこれをなすことになつておりますので、予算その他の措置ができます。すなわち、すべての学校における事業に對しまして、これをあまねく助成することは可能なわけでございますが、ただ現実の問題として現在私立学校の実情は、その施設、設備等、その他まあ経営上の問題で非常に悩んでおる実情でございますから、従つて積極的な各事業等についてまで一々これを助成するだけの必要はあるものの、なかなか国家財政としてもそれだけの助成を、これのみを通じて成し得る状態では実はないと思ふます。併しこれもやはり国家財政の実情から申しまして、各方面それらの必要に應じてそれにあまねく均等をさせるというほどの財力もないようにございますので、従い

まして文部当局におきましても、現実の情勢からいたしまして、今回は止むを得なかつた、かように考えておるのでございます。

○大谷賛雄君 只今田中局長の御答弁では、私立振興会法でもできる措置になつてゐるということでありまして、これに關しましては又改めて御質問を申上げますが、後段におきまして、今回は止むを得ないというお言葉であつたわけでありまして、そうしますと将来につきましてはこの公立学校に對しては経費の負担をし、私立の学校に對しましては補助をするという御意思があるかどうか承りたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 先ほど申しましたように財政上の措置等の都合からいたしまして、私立学校振興会法等のあの法律の完全なる実施ができ得るだけの措置があればそれで結構だと存じます。ただそれで十分である場合に、更に他の方法においてそれを考えるかというお話でございますが、私もそれは事情許します。ならばさうなこともそのときの状態に應じまして考慮しなければならんと思ひます。

○大谷賛雄君 この問題に關しましては、本員は是非とも私学に對しましては不均衡なあれでなくて、将来においては是非とも助成、補助の途を開かれんことを強く希望をいたしまして質問を打ち切ります。

○深川タマエ君 十三条がやはりどんな様も問題になるらしいでございますけれども、この原案によりまして二国は、地方公共団体が、その設置する学校の学校図書館の設備又は図書が審議会の議

を経て政令で定める基準に達していない場合にこれは二分の一を補助するといふようなことに書いてあります。けれども、今日の地方財政の実情から考えますと、なか／＼これは重い負担になつておきますので、当然必ずしも厳しくなくとも、じつと放つて置いたら国家が経費の二分の一を負担してくれるといふことになりまして、成るべく手を着けないで放つて置く府県が多いと思ひます。少しばかり手を着けて、成るべくあと未完成のままにあれば置いておきますと、国家の補助のほうが多いわけですね。ですから、府県によつてこういうふうな扱いとすると正直にやるとところと随分差ができますので、こういうふうな学校の図書館といふ一部分でございますので、これは機会均等、教育無償の原則がここにもやはり普及されると思ひますので、むしろ府県の差別な学校図書館といふものを作るなら、きまりよく最初から半額国庫負担といふふうにおきめになるほうがよいと思ひます。大抵大蔵省が決つたからこんなことになつたのだらうと思ふのですけれども、それともう一つ連関するのであれば、附則のところでも司書教諭を置いて置かなくてもいいというのです。当分の間は置かないでもいいというのであります。そうすれば大抵置かんとする。専任の司書教諭を置く金がかかるのだから、たいがい置きません。ところが司書教諭という者が相当重い役目を負担しておられることは、この原文の中でもわかります。文部大臣が指定した特別の施設におきまして特別の履修科目とか単位なんか履修した専門

の司書教諭を置かなければならぬといふほど重要視しているほどの司書教諭ならば、置いて置かなくてもいいやうな、どこでもよいやうな、こういうふうな条文になさうと、必ず置く、置かなければならぬのだから必ず経費の半額は国庫が負担とかなんとか、財政的にもはつきりしておきませんと、扱いとところとそうでない県とは非常に子供のころから、何と言いますか、利益が違つて参ります。そのところを……

○衆議院議員(大西正道君) 今深川先生のおつしやることは、私たちの、この法案を作る考えと全く合致してゐるのであります。そのような考えでこの政府その他に一応の打診をして見たのでありますけれども、どうしても現下の財政事情におきましては、そのような理想的な形が一挙にして実現し得ないといふ、こういう状況でございます。国家において半額負担をするといふことも、ここでは地方がその一定の基準に達するまでのものを置くとして、場合には、自動的に国家においてこれを半額国庫負担にする、こういう形をとつてゐることも、これは地方の財政状態が逼迫しておりますので、これが抜きになつては困るという、こういう配慮からでございます。又司書教諭は非常に重大な仕事を持つてゐるのでありますけれども、定員の問題にいたしましては、今までの算定基準で以て非常に低い基準で抑えなければならぬこの現状におきましては、これも又緩和の規定を設けるを得なかつたわけでありまして、併しながら先生のおつしやることは私どもの考え通りでございますから、できるだけ早い機会にそういう

ふうな基準に達するように又教育の機会均等の目的を実現するように努力をいたしたいと思つておる次第であります。

○深川タマエ君 司書教諭を置かないといひますと、当然学校の教員の中のどなた様がこういうふうな司書教諭の代役を務めるだらうと思ふのですけれども、相当な負担になると思ひます。そのときその先生に對して勤労手当のことなどお考えでございますか。

○衆議院議員(大西正道君) これは、むしろこの問題につきましては文部省のほうからのお答えを頂きたいと思ふのであります。大体文部省の考えでありますところの学校図書館基準案といふものがございまして、これによりまして大体四百五十名以下の生徒のある学校におきましてはこの司書教諭は兼任しておいて、それ以上は専任に充てておるのであります。で、現在におきまして、この先生方が一般の授業を担当いたしながら、その余暇を割いて、そうしてこの司書教諭の仕事に没頭いたしております。併しながら当然我々が考えますれば、このような過重な労働に對しましては、やはり特別の配慮をしなければならんかと思つておりますが、これとてもやはりこの財政事情を勘案いたしまして、十分の配慮を思つておる次第であります。

○深川タマエ君 備えつけの図書などにつきましては、文部省から指導もあるのだから、子供に書物をたくさん読ませようといふことは、結構なことではございまして、けれども、こ

の書物の選択を誤りますと、飛んでもない方向に行くと思ひます。私が現に東京都の或る高等学校の読書会に呼ばれて、その子供達の質問を聞いてみますと、まあ酷い赤なんです。この司書教諭になる人が、特に文部大臣の指定されるところの講習を受けるという……講習する人が大学の教授だといふのですけれども、どういふ講習を受けてくれるかわかりませんが、恐らく図書館で子供の指導に当りますかたは、読書力の強い先生ですね。幸いにして赤でなければ幸いなんですから、でも、現在歴史も、地理も、お修身も、学校で教えないようなことで、教科書も全然ないわけですね。そういうときに、一体図書館あたりに書物を備えつけるのは、徹頭徹尾読ましてしまつたら自己批判も起るでしようけれども、生半可嘲りに部分的に本を読んでも、飛んでもない方向へ行つたら、却つて百害あつて一利なしというやうなことになると思ひますので、この備えつけの図書につきまして、一体誰が指導するのですか。

○衆議院議員(大西正道君) これは何かこの法律によつて画一的なことを押しつけるというこゝとはいたしません。併し大体この備えつけの図書が偏らないやうに、文部省のこの学校図書館基準の案では次のやうな大体バランスを考へておるのでありますが、参考のためにちよつと申上げたいと思ひのであります。大体哲学、宗教、歴史、化学、社会科学、自然科学、光学、工業、産業、芸術、語学、文学、これらを小学校、中学校、高等学校の学校種別に応じまして、それ／＼パーセントをきめまして、大体この辺のこの割合で書物を選ぶことが望ましい、こういう程度のものでこの中央において示してあるだけであります。その他はやはりこれは地域社会の要求に依り、又指導する先生方の自主的な判断におきましてこの子供の要求を容れ、又教育の一つの理想から適當なものを選定することが必要であらうと思ひます。

な参考までに申上げますといふと、全国のこの司書教諭、或いは図書館を預つております先生方が、全国で結成いたしておりますところの、全国学校図書館協議会では、これは何ら文部省、或いはその他に拘束されないで先生方の自主的な立場からこの書物の選定推薦をいたしております。

○深川タマエ君 御指摘になりました科目の中で、歴史というのが入つておりました。先日日本の国では、総理大臣が文部大臣に対して、歴史と地理との教育を本年度からするといふことになつてゐるのに、一体どうなつてゐるかという催促があつております。そのときに文部大臣が、至急に準備を整えたと答弁されていらつしやるくらいでございますので、まだ日本に歴史教育が行われておりません。従つて歴史の新しい教科書もできていないわけなんですけれども、こゝで用ゐる歴史の書物といふものは、戦争以前乃至戦争中に使つてゐたその歴史の本を、そのまま備えつけるのでしようか。

○衆議院議員(大西正道君) これは一つこゝで立法の前提として解決を私しておかなかつた問題ではなからうと思ひます。これは私、私見として、戦争以前の図書といふものについては十分なる取捨選択、戦後の新しい教育の考え方から、これは考えなければならぬ問題だと考へておる。考へておるので

ありますが、そのやうな問題は、この法文の中に規定をいたしておりますところの、中央の図書館審議会等におきまして、十分検討された上で、法の適用の上においてこれは解決されるものであると考へます。

○深川タマエ君 では最後に、これは独り図書館のみでございせん。今日の情勢教育の監督は一体誰がしてゐるのか、まあ恐らく教育委員がしてゐるのだらうと思ひますけれども、最近問題になつてゐるのは、この町村程度の教育委員の人達は、失礼ですけれども、それはいろ／＼あります。能力にいろ／＼差別がございまして、能力に多いようでも問題視されてゐるものもいたしまして、そのところでは、こゝにお差支えのかたが大分いらつしやると存じますけれども、教育委員の選挙に当ります有力な団体が左傾してゐる場合には、その県に出て来ている教育委員の先生が、非常に赤い人が出て来ていると言われておるところへ行つて、先生が情勢教育を監督したのでは、およそ結果が思ひ知られるわけなんですと考へます。そういうこともございまして、こゝへ持つて来て、今度のこの図書館に備えつける書物は、学校の先生が自由自在に選択なさるのだという、教育のほうでしたら、恐らく今日では教授原則とか何とかいふところがあるつて、文部省も監督はしておるだらうと思ひますけれども、先生は自由自在に図書館に備えつける書物を選択をなされると思ひますが、これは誠に失礼ですけれども、そういう危険なことあると思ひますので、今後図書館に本を備えつけるのに、今後国家を担う

青少年のための教育ですから、余ほど一つ備えつける図書の選択、及び指導する先生につきましては、文部省当局もこの際十分考へて頂きたいと思ひます。この際文部当局から一つ御答弁を。

○政府委員(田中義男君) 学校図書館に備えつけますその資料が、学校教育上非常に大切であることはお説の通りでございます。従つてその資料の選択等については、学校教育法の精神、進んで更に根本的には教育基本法等、それ／＼の教育に関する在り方についての一定の基準というものもあるものでございまして、その線に沿つて学校教育が完全に行われるやうに取捨選択をいたしまして、さうに相成るやうに指導、助言をいたすつもりでございます。

○杉山昌作君 この法案の第十三条の但書の場合であります。但し義務教育費国庫負担法の適用を妨げないといふ、この意味がはつきりしないのです。要する経費の二分の一を負担したからといつて、国庫負担法の金を減さない、ダブつてやるのだといふやうな意味なんでしょうか。はつきりこの意味をしておりてもいいと思ひます。

○衆議院議員(大西正道君) 今おつしやつた通りの考え方なんです。教材費のほうはこれは教授用の一般参考図書の購入に当て、こちらは半額国庫負担をいたします。こゝで十三条に規定したしておりますのは、これは一定の規程に達するまでの図書資料の充実のために充てるのであります。

○杉山昌作君 それから同じ条文の今

の本文のほうですが、「これに要する経費の二分の一を負担する」といふ切つちやつてゐるのですが、予算との関係はどうなりますか。こうなりますと国家としては法律上の義務として、必ずその必要額を出さなければならぬ。例へば予算は一億しか組んでいない。併し市町村のほうは設備費に三億かかつたといふときには一億五千万円やらなきやならん。するとそこに予算不足の問題が起るのですが、さういふふうなことに依りては、これは義務ですから、予算がないと言つてやらなはいとは言えない、これに対する政府のほうは、そこらのことは大蔵省のほうと十分御連絡がおりますかどうか。

○衆議院議員(大西正道君) この法案は各派の共同提案でございまして、この提出いたしますまでは、与党の委員も十分これは検討いたしまして、十分その点は了解を得てゐるものとお答を申上げます。

○荒木正三郎君 ちよつと関連して……ちよつと今の問題は、今の義務教育国庫負担法の適用を妨げない、言い換へれば、義務教育費国庫負担法を適用しても行ける、こういう意味だらうと思ひますが、そこで義務教育費国庫負担法の内容は、御存じのやうに給与の問題と教材費の問題に限つて国庫補助をするといふことになつております。それから設備については、別に補助をするといふことはなかつたわけですが、で、教材費については二分の一といふのでなくて、一部負担をするといふことになつておるんですが、実際に義務教育費国庫負担法を適用する場合が私はいふに思ひますが、

提案者のほうではどういふふうに解釈しておられますか。

○衆議院議員(大西正道君) これは今申し上げたように、最低の基準に達するまでの図書館の資料、特に図書についてその費用の二分の一を国庫が負担する、こういうのであります。

最低の基準と申しますのは、我々はこの予算を弾き出す根拠といたしまして、小学校におきましては一校当り三百冊、中学校には五百冊、高等学校においては七百冊、これを最低基準と抑えまして、それに要する費用の半額を国庫が負担する、こういうことにしておるわけです。

○荒木正三郎君 今の説明はよくわかるわけなんです。それで結構なんです。が、そうであれば、但書は要らないという私は解釈です。二分の一を負担するといふふうにはつきり明記されておるわけなんです。それから、「義務教育費国庫負担法の適用を妨げない。」という但書は要らない、こういうふうに考えております。

○衆議院議員(大西正道君) 本年度はこの教材費が十九億になつておりますが、これを図書館の基本図書充実のための費用をこの中から差引くということ、我々は希望しない。従つてそこに区別を立てるということを語つておるのがこの但書です。

○荒木正三郎君 ちよつと了解しかねるわけですが、勿論義務教育費国庫負担法の中にある教材費の予算をこのほかに流用するといふことはできないと思ひますし、そういうことはしてはならぬ。飽くまでもこれはやはりここに書いてあるように一定の基準に達するまでですね、国庫が二分の一を補

助する、この精神は私はよくわかりましたし、非常に結構なことなんです。それだけで法文としては事足りるのである、(但し、)以下の事柄は私は必要のようと思ひ、これがあるためにどうもうまく了解したい点がある、こういうことを言つておるわけなんです。

○衆議院議員(大西正道君) 今この一定の基準に達するまでといふことを申し上げましたが、従来は図書といふものは、これは備品と考えられておつた。併しなから図書は多く五年経てばこれは使用不能になるので、償却といふふうな考え方を文部省もとつております。従ひまして一定の基準に図書を充

実いたしますけれども、五年経てばその図書は順々に償却されて行くといふことで、その費用は一つこれは一般の教材費のほうで賄つてもらふことが含まれております。従ひまして、この但書は生きて来ると思ひます。

○荒木正三郎君 それで提案者の趣旨が大部分はつきりして来たように思ひますが、そういたしますと何でですね、一定の基準に達した場合ですね、それ以後は二分の一負担といふことはなくなつて、その代りに義務教育費国庫負担法の中で謳われてゐる教材費の予算からこつちへ廻して来ることができると、こういう意味ですね。

○衆議院議員(大西正道君) いや違います。この最低の基準と申しますのは、今申しました小学校が三百冊、中学校が五百冊、高等学校が七百冊、こゝう言つておられますが、これは実は全く財政的の關係を考慮いたしましての最低の基準でありまして、これは教育の充実と共に、他の施設、設備等と同時に

に、順次に高められなければならぬと我々考へておる。今のままの校舎の坪数の在り方とか、或いは教室の人数だとか、そういうものはこれは全く基準以下の暫定的な措置なんだ。従ひまして図書もやがてはこれが基準を高め十分この図書館本来の運営を有効ならしめるようにしなければならぬ。そういうことを考へておりますから、当然五年経ちましたもこれは継続するものだ、かようにお考え願ひたいと思ふのであります。

○荒木正三郎君 どうもたび／＼お尋ねいたすやうで何ですが、そうすると但書が私は不必要じやないかという感じがやはりするのです。基準に達しない場合は二分の一を補助する、逆に言えば二分の一に達すればもう補助する必要はなくなる、こういうことになるわけなんです。併し只今の提案者の説明によつて二分の一に達しても図書なんかは消耗して行くのですから、なお統いつて消耗した分は補充して行かなければならぬから二分の一の負担は継続する、これはよくわかりました。併しやはり但書に「義務教育費国庫負担法の適用を妨げない。」といふのでありますから、義務教育費国庫負担法を適用する。実際にどこを適用するか、義務教育費国庫負担法は給与と教材費の問題しかないが、給与は適用がされないといふことはつきりしてゐる、教材費になるとその教材費は二分の一のじやなしに一部を負担するといふ内容であります。その負担法を適用するといふことはどういふふうに応用するのかわからぬのです。或いはこの負担法に盛り込まれてゐる教材費の予算をこつちに廻すことができるのだといふこ

とならばそれはわかります。その善し悪しは別として筋はわかります。併しその予算も流用できないのだ、そこで負担法を適用するといふことが実際にどういふことになるか。これは文部省からでもいいのですが、伺ひたい。

○衆議院議員(横田重左衛門君) 今の義務教育費国庫負担法の適用を妨げないといふところをごさいますけれども、この案を作りますときに頭の中に入りましたことは、大体義務教育費国庫負担法のほうで負担してもらふ金は、先ほども或いは提案者からお話があつたと思ひますが、償却費にあたるものであつて、それから負担法の適用をしないで別個に出すお金のほうは基本図書費、こういう概念でやつたのでございまして、これは現に実は実際の問題になるのであります。文部省の財務課長などの意見も実際の問題を聞いて考へて、こういう表現をいたしたのであります。産業教育振興法の補助の状態を見ますと、あれは或る程度の準備のあるところから出発して、政令で定めた基準に達するまで補助するといふことで、出発点がゼロといふところになつてゐるやうであります。大体今までのやういつた補助金のやり方がそうなつてゐるやうなので、財務課長にいたしまして、従つて適用を妨げないといふ、こういう方法でやりますと、負担法の適用を受けない基本図書

の負担分はこれで行きますれば一定の基準に達するまでゼロのところから補助して行くことができるというところで、非常に図書館にとつては設備充実のために有利といふことであり、又担当者の補助金を配分する場合におきま

しても、そのほうがやり易い、大蔵省に對してもそのほうが又話が易いのだといふことでございまして、実は実際に財務課でやつてゐる担当者の意見も容れましてこういう表現をしたやうなわけでありまして。

○荒木正三郎君 横田君の説明はこの法律は申すまでもなく地方において負担したと同額の国庫補助をしよう、こゝういふところにある。零であらうが、何ぼであらうとそんなことは關係なしに、地方で負担をしたと同額を国で補助しよう。併し国で補助する限りは政令で定める基準に達するまでといふことがつきりしております。その後はどうするの。横田君の説明では、そのあとには義務教育費国庫負担法の中の教材費を充當し得るのだ、こゝういふやうな説明であつたのですが、さうです

か。

○衆議院議員(横田重左衛門君) 政令で定める基準と申しますのは、現在学校図書館と言ひ得る最低の基準を定めて、それを予想しておるものでございまして、最低の基準でありまして、それだけでは存分な図書館活動ができるやうなところで充たされるということにはならないのでございまして、取りあへずこの法律によつて図書館と名のつくつと申しますか、言ひ得る程度の最低の基準まではこゝういふ方法で援助して行こう……。

○荒木正三郎君 こゝういふ方法といふのは、二分の一を負担するといふ方法ですか。

○衆議院議員(横田重左衛門君) 国庫負担法とさうでない分との両方の費用をその最低の基準に達するまで援助

して行こうというわけでございます。

○荒木正三郎君 ちよつと待つて下さい。最低基準に達するまでは、二分の一の負担と義務教育費国庫負担法の教材費の予算を持つて行つてやつて行こうというのですか。

○衆議院専門員(横田重左衛門君) そうでございます。

○荒木正三郎君 それは大変な説明です。これはそんなものじゃないですよ。

○衆議院議員(大西正道君) 荒木さんのおつしやつていことが私には最後のほうがよくわからないのですが、今申しました基準というのは非常に最低の基準ですから、この基準というものは他の施設とか或いは教材、人員の補充というようにとどろく高まらなければならぬと思ふのです。ですからこの基準というものは五年経つたらこれをストップするといふものでは

ない。この基準に達するまでの経費は半額は国庫で負担をして行く。併しなから図書は五カ年で一応これは償却されるものと見られるから、その償却分はこの中からは持たないで、いわゆる別の教材費の中からこれを充てるといふのだから、これはこの但書といふのがこで生きて来る。

○荒木正三郎君 大体趣旨はわかりました。そうすると、基準に達するまでは但書の前の条文で達するまでやつて行く、併しだん／＼高めなければならぬ。図書は償却するものだから、次に補充して行かなければならぬ。その補充して行く金はいわゆる義務教育費国庫負担法の中に含まれておる教材費から出して行く、こういう説明ですね。

○衆議院議員(大西正道君) そうで

○荒木正三郎君 そういふ説明ならこれは私にはわかりません。「適用を妨げない」といふそのことの善し悪しは併し非常に重大であります。それで義務教育費国庫負担法の教材費を充てるといふことになれば、私は問題はこれは予想しなかつた重大な問題で、あれは義務教育の教材を整備するために特に立法されたものである。そうしてあれは本年度は十九億という非常に僅かな額ですが、これが図書館の方面に使われて行くといふことになれば、これは問題は問題があると思ひます。

○衆議院議員(大西正道君) 十九億の教材費の積算の基礎は、この中には大体二割の図書費が入つておる。ですから十九億の中で約四億といふのは、これは当然図書に振り向けなければならぬ。併しながら現実にはこれはピアノを買つたり、ほかのほうに廻されていくのです。これは、当然二割といふのは国書の費用に充てられるのですから、それが図書館のほうの償却分に充てられるといふことはこれは何ら不合理でも何でもない。私が申し上げたいのは、文部省の要求した十分の一にも足りない十九億の中から、その中から更にこれをへずつて取るというとは非常に困るというふうな考え方でありまして、十九億といふものは、これは将来もつと理想的な形に抵げなければならぬ。ですからそういう意味で決して教材費の中からこれをへずつて取るというふうな考え方は私は成立したくないと思ふ。

○相馬助治君 衆議院の最初の答弁を聞いてみると、やはり荒木委員が疑問にしたような疑問が当然起きたと思ふのですが、大体御説明を聞いてみるとはつきりわかつて参つたやうな気がしますが、念のためにこのことは明確にしておきたいと思ふのですが、荒木委員が疑問と言われるのは半額国庫負担法における規定に對しては本法が積極的に教材費をどうするといふことを規定した積極規定であるかといふか、こういう意味で問題だと思ふが、私はこれは積極規定ではなくて、「適用を妨げない」といふことでそういう幅を持たせた、積極規定ではないといふ意味で私は問題ないと思ふのだが、それでそういう理解で差支えないかどうか。

それからもう一つは、こういうふうな公共のために設けられるものに對する補助の方法に三つあるわけですね。即ち今から新たに新設しようとするものに對してその意欲を起させるために積極的にその費用を国が負担するといふのが一つ。それから第二には、或る基準を定めてそこまで行く努力をするならばその線に達するまでは一面倒を見てやろうといふのか一つ。第三は、むしろ無制限に立派なものを作るならばだん／＼それに對して見合つて行く。これに對して衆議院発議者は第二の道を選んだといふことは、飽くまで国の財政の事情に應じた賢明な策であらうと私は考へて本法案を賛成で来たのであるが、さうに理解してよろしいかどうか。

○衆議院議員(大西正道君) 第一の点はおつしやる通りにこれは消極的な調整の規定をここに課つたのであります。第二の点もおつしやる通りであります。

○相馬助治君 私はこの際政府当局に二、三お聞きしたいと思ふのです。その前に一言附加しておきたいと思ふことは、学校図書館法は十五国会で録風会、今議院におりませんが、堀越委員、それからここにいらつしやる高橋委員、それから議院を持つておりませんが、山本委員等が中心になつて非常に努力されたのですが、これを提案する段階にまで至らなかつた。これに對して衆議院が今回全会一致を以てこの法律案を出して来たといふことは私はあなたに敬意を表するにやぶさかではございません。ただ残念なことは財源等のことについてはこれは考慮されておらないといふこと、これは將來衆議院において善意の意思、積極的な意

思があると思ふ。これについては先ほどの質疑で大体その意欲はわかつておりますが、若し衆議院において積極的な意思があるとするならば、この際それらを明確にされたい。これが第一点。殊に政府に聞くことは、この法案は肝腎なところが政令に待つ、或いは文部省令に待つといふふうに規定されておるのです。そこで第五条の第四項の「司書教諭の講習に關し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部省令で定める。」、こういうことになつております。それでこの文部省令で定めるといふ訓い文句に對して、これは議員立法でありまして、文部省としては当然衆議院を通過したこの段階においては腹案をお持ちであらうと思ふのであります。あるとするならばその腹案を承りたい。これが政府に對する質問の第一点であります。これに關連いたしまして質問の第二点は、具体的な内容であります。何

と申しましては図書館の事業を發展せしめるためには幾つかの必須要件があるが、人を得るといふことが重大な問題であることは先ほど深川委員が御指摘の通りでございます。従ひましてこの司書教諭の履修すべき単位といふものについては、私自身は一つの案を持つておりますが、現在文部省としてはどの程度を予想しておるか。このことをお尋ねいたします。

○政府委員(堀井勇君) 相馬委員のお尋ね御尤もでございます。五条の4にありますが「司書教諭の講習に關し、」云々、これは「文部省令で定める。」となつておりますが、この点につきましては司書教諭の職務を完全に成し遂げますには専門的な多くの仕事がございます。公立の小、中、高等学校は約三万五千人、それに学校増加数等を見込みますと、四万五千人に上る司書教諭を養成しなければなりませんので、理想とする単位数の全部の講習を行うことは大変むずかしいのではないかと考へます。このやうな理由で講習計画は約十年間に亘りまして一年間に約四千五百人に對し図書館通論、学校図書館学概論、図書選択法、図書目録法、図書分類法、圖書指導及び図書館利用指導法、青少年文獻などの課目について講習する腹案でございます。なお司書教諭の必修単位といたしましての御指摘は文部省といたしましては大体四単位乃至八単位を履修できるように、その講習をするように研究中でございます。

○相馬助治君 第一段の答弁は私を満足せしめました。第二段の答弁は、四乃至八といふのは少きに失すると思ふのです。併しこれは議論に及びます。

るから、いずれ他の機会に触れることにいたします。

次にお尋ねしたいことは、附則の第三項に「地方財政法の一部を次のように改正する。」とありまして、「第二十四号の次に次の一号を加える。」とございまして、「学校図書館の設備及び図書の実施に要する経費」と、こういふふうに規定しております。従いましてこれは他の法案に波及をするのでございまして、ここで一つ政府自身の意思を私はどうしてもお尋ねしなければならぬのでございまして、これを見ますと第十條に「地方公共団体又は地方公共団体の機関が法令に基いて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある」として次の一項が加えられてゐるのです。ところがこれに対しては先般の国会でございまして産業教育法についての産業教育の振興に要する経費というのが一項加えられてゐるのです。ところがこの産業教育の振興に要する経費というものはこの地方財政法で規定してゐるものに円滑に現在支給されてゐないことは大かたの委員諸君が知る通りです。うまく行つておりません。そこで特にこれが議員立法で、そして地方財政法の一部をどういふふうに手入れたことになつて、一項を差入れるということになつて、ただ法案の問題だけでは私は済むものではないと思つてあります。従いましてこれに対してはかなり地財委も、地方自治庁は勿論のこと、大蔵省との交渉に今後文部省は手を焼くと思

うのですが、何かこの辺については大蔵省と事務局をして話し合ひをせしめておられますか、これは立案者の諸君にお尋ねしなくちゃならないのですけれども、問題は政府のかたのほうがこの際連任であらうと思つたので、政府にお尋ねする次第でございまして。

○政府委員(福井男爵) お答えいたします。地方財政法の第十條、御指摘になりましたこの点、即ち「地方公共団体又は地方公共団体の機関が法令に基いて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある」と、これに左の各号のそれらに該当するもの云々とあつて、第二十四に「産業教育の振興に要する経費」と、こういふものであります。この点につきましては、学校図書館の設置が義務付けられてゐるから、地財法の十條の規定、即ち今申しました国と地方公共団体の利害關係の密接な事項については国が負担するということに當嵌ることになると考へております。なお大蔵省との関連について御指摘でございまして、本件につきましては立案者の一人である大西委員が先ほどちよつと言及されたかと存じますが、提案議員の各位が殆ど各党各派の全部を網羅して非常に御熱心に本件を推進するために審議して下さつておられますので、これらのかたの御熱意と大蔵省との今までの話し合ひなどで必ず相馬委員の御心配になるような点については円滑に進むものと期待しておりますし、又文部当局といたしましては更に努力いた

したいと存じております。

○相馬助治君 今の御答弁の前後の、この一項を差加えることが合法的であるかどうかという点に私は問題があるのではないかと、これは当然地財法の十條の中に一項を設けられるべきものであるというの、今の福井次官と見解を等しうするものでございまして、ただこれが運営に當つては皆さまで御承知の通りに全国知事会が集まるという決議をする必要がある。それは何かというと、国会の最近の怪しからん、経費の支出を義務付ける法律案を勝手に作つて、そして二分の一は国が持つとか、或いは三分の一は国が持つとか、あとはそつちのほうでやれと言つて一向に財源を手えないうやないか、怪しからん、こういう抗議がありまして、本法案も全国の知事会からは極めて歓迎される法案であるといふことは、これは余りにも明瞭でございまして、そういう意味合ひで私は地財法の中にこの一項が加わつた場合において文部省がどれだけ積極的にこの費用獲得のために働くかということに多くの関心なきを得ないので、要望をかねて、これについては十分不渡手形にならんように、前者の轍を踏まざるように超党派的に生れ、而も衆議院は自信満々として委員会省略をもつて、前例を見ざる方式をもつてあげて来たこの法案が、幸いに若しも本院において成立をした場合に、財政支出については一つ關係者は勿論、全国の次代を担う子供達の期待を裏切らざるように政府はやることをこの際きつて要請しておきます。

それで最初の質問に戻りますが、私

立学校の分について発議者は何か積極的にこの法律案成立後に考へておるのとがございませうか。

○衆議院議員(大西正道君) この点は初めに申し上げました通り私立学校の財政的な補助といったものは私立学校の財政的な改正その他におきまして統一の援助の手を差延べなければならぬと思ひます。こういふふうな考へておるわけではございまして、本法案につきましてもそのような御意見を一つ皆さんの御審議の中におきまして希望条件として附されれば私たちは非常に幸ひだと思つております。

○相馬助治君 次に文部省に對してお尋ねしたいのですが極めて事務的なことですから、係員をして答へせしめて下さつて結構です。この現在あります現在の国家の財政規模に適應して、且つ又学校図書館を振興するための基準としてこれらの面と見合つた立場からできておると思つてゐます。今同様の議員立法がなされて幸いにこれが通過した場合におきましては、文部当局は学校図書館基準というものを早く急に改訂してそのレベルを向上せしめる用意があるのかないのか。これらの点について御見解を質しておきたいと思ひます。

○政府委員(福井男爵) お尋ねの点につきましては、当分の間改訂はしない予定でおります。

○御本事務員 私は先ず私の意見として、新教育につきまして図書館活動が本質的なものであるという意味合ひにおきまして、提案者の提案理由にもありましたように、これを法制化して立案されたことに對しまして

心から私としましては実は感謝をしておるのでございまして。ただこれは衆議院において満場一致可決されてござい

ますが、私もこの法案が將來この現段階におきまして、これはこの程度で止むを得ないと思ひますが、將來学校図書館の基準を増加し、又活動を活発にして、本間に新教育の中心になつて行くという意味合ひにおきましては、なお私も思つては相當研究しなければならぬ点があると思つてございまして、その意味におきまして国会がこの法案を何らそういうことにつきまして論議しないで来たという点も如何かと思ひますので、そういう意味合ひにおきまして二、三の点について御質問を申し上げたいと思ひます。

第一点は私立学校の問題でございまして、大谷議員、相馬議員からお話のございました特にこの義務といたしましては、図書館の設置義務は命じてあると申しますが、学校教育法におきまして設置を命じたものは形式的な設置だけでありまして、図書館の内容をなすものはこの図書館の設備と、それから運営の面にも専門職員を要するものといふことが重大な内容をなすものとも思ひます。ところがこの法案におきまして、その図書館の図書その他の設備につきましては、公共団体の場合は十

三條におきまして基準を定めて、その基準に達しようとする場合には二分の一を補助するといふことがございまして、その基準は同時にやはり私は最低基準としましては、私立学校の図書館においてもこれを適用することを期待されるべきものだと思つております。従つて私立学校においてはその基準に達

しようとしても、現在達していない場合におきましては二分の一の国庫補助はこれはないという形になりますし、従つてその財力その他においてやるべきでないならば仕方がないというふうな、一つの法案だけから考えますと、一応理論的には言えると思ひます。

なお第五条におきましてこれは司書教諭を当分の間置かないでもよいというところについてありますが、大理想を掲げまして「司書教諭を置かなければならない」という一つの義務をつけておるのでございます。このことと同時にやはり私立学校の図書館につきましてもこの「司書教諭を置かなければならない」というその理想はやはり適用になるのでございまして、この意味合いにおいて、内容においてはやはりその図書館について私立学校に対しても少くともこの公立学校と同じような義務的なものを命じておると考えていいんじゃないかと思ひます。

併し私立学校につきましても、先ほど提案者の御答弁にありましたように、私学振興会等をして適時これをさせるというふうなことがございまして、その御趣旨から私はここで法律の建前から言へば、或る一定の義務を命ずる限りにおきましては、やはり同様に、公立学校と同様に取扱ふべきものであるが、併し私学の特殊性と申しますか、この自主性を尊重する意味におきまして、その助成は別個の方法を考へる。そこで私学振興会をして考へるという意味合いにおいて、私学振興会に持つて参りましたのは、私学の自主性という意味からお考へになつておるのでございまして、又そういう場合におきましてや

は公立の場合と同じように、若し私立学校振興会をして助成されるならば、国家として私学振興会に、公立学校と同じような助成が行くように、これを私学振興会に對しても、それだけの国が助成するといふだけの何か目当があつてのこととございまして、その点一応伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(大西正道君) この私立学校の特色を生かして、官公立の学校では達成され得ない教育の目的を実現して行くといふことは、これは私は積極的な面から申しました私立学校の特殊な面から見たる権利だと思ひます。これは諸外国の例を見ましても、官公立の学校よりも、私立学校がその学校の進歩の模範を以て人材を養成し、国家の進歩に寄与しておるといふことは、諸外国に多くの例を見るのであります。私立学校の本来の趣旨はそのようなものでありますけれども、我が国における私立学校の現状を見ます場合には、このような高邁なる理想を達成するために、余りにも財政的な拘束面が私は多いと考へ、従ひまして私は現在國家が私立学校に對する態度は、そのような基本的な私立学校の本来の趣旨を達成させるために、財政的な面におきましてはこれを援助する。そしてこの運営の問題におきましては、私立学校本来のよさを發揮させるという、こういう点をもとらなければならぬと考へております。

従ひまして、私は目的の面におきましては、私立学校の自主性を大いに高揚させるために、その運営の基礎を培うために、財政的な面においてはできるだけ公立の学校に近寄せた援助を國家がやるべきだと考へております。

○御木亭弘君 先に國會を通過しました産業教育振興法におきましても、私立学校に對しましてはやはり公立と同じように補助する、それから又今國會に衆議院に提案されております定時制高等学校の場合におきましても、私立学校について援助するようにするやに聞いております。私はもとより私学の自主性を阻害するやうなことはないと思ひますけれども、今提案者のおつしやいましたようにやはり私学の財政的な面といふものはやはり國が如何なる形で見なければ、どうしても私学の振興といふことはできない現状でございまして、本来この点につきましては、私はこの法案をいたしましては今日それが達成されるかどうかは別としまして、この法案の完全なる理想としましては、私学に對しましても同様な取扱ひがなされるべきだと考へておるのでございまして、この点將來の点として申し上げます。

ただ次いでもう一つ申し上げたいと思ひますのは、これもこの學校圖書館の理想的な形態と申しますか、連する意味においてお伺ひしたいのでございまして、この法案の一条及び二条の規定から申しますと、相當學校圖書館の本質的な定義を表明しておると思ひます。この点については私論はございませうが、ただその中でその定義に「図書、視覚聴覚教育の資料その他」とございまして、視覚聴覚の關係をここに取入れられております。私も又圖書館活動が、今後の圖書館活動として視覚聴覚教育といふことを考へない圖書館活動といふものはあり得ないと思つておるのでございまして、然るにこの法案の定義にはこう掲げておりますが、法案の

中をずうつと眺めて参りますと、だんだん視覚聴覚といふものは薄らいで参ります。例へばこの審議会の議案の仕事の中にございまして、視覚聴覚といふことは恐らくその他といふことで含まれておるといふことになるかも知れませんが、なお又第十三条におきましても「設備又は圖書が」とございまして、視覚聴覚につきましても最低基準におきましてこれを定めるというところに至つていないと思ひます。現段階において視覚聴覚について理想的な基準を定めるといふことは非常に困難であらうと思ひますけれども、併しやはり圖書館活動の本質的なものと考へられるならば、やはり視覚聴覚といふ問題につきましてもこれは御考慮を頂くべきではないかと考へるのでございまして、この点につきまします提案者の御意見を承りたいと思ひます。

○衆議院議員(大西正道君) おつしやいます通りこの圖書館の視覚聴覚資料につきましまして是非ともこれは十分なる設備を、備え付けをしなければならぬといふことはお説の通りでございまして、今申しました意味におきまして、この財政的な制限から止むを得ず最低基準として圖書の、而も最も低い基準をこの際考へざるを得なかつたといふことを一つ御了解願ひまして、將來基準の向上の暁には、これらも含めて一つ考へて行きたいと思つ次第であります。

○御木亭弘君 この点は実は私は今まで質問しました点と多少逆になるからいへばございまして、第五条におきまして司書教諭を設置義務として置かれておるのであります。これは學校圖書館の一つの理想的形態をいたしまして、

前に視覚聴覚につきましては一つの理想ではあるけれども、その実施につきましては実ははたされておる、いわゆる理想がはたされておるといふのでございまして、その司書教諭につきましては一つの理想を掲げられておると考へられるのでございまして。ただ併しこの司書教諭といふ問題につきましては、やはり或る程度現実の問題を考へなければならぬので、附則に當分の間これを置かなくてもいいとございしますが、実はこの前本委員會におきまして審議いたしました教育職員の免許法につきましても、例へば僻地の教員につきましては、免許状を持たない科目教諭につきましても教授することができると、はずされておるのでございまして、やはり一般の學校の正規の授業においては免許状を持たないでもできるとはすしておる現状におきまして、僻地等の學校に必ず司書を置かなければならぬといふことになりまして、これは勿論當分の間といふのは相当長く続かなかも知れませんが、併し殆んど近く實現の可能性のないやうな理想といふことは、現実の法案としては如何かと思ひます。それでやはり私といたしましては現段階においては司書教諭を置くことができないという程度のほうが良心的ではないかと思つてございまして、その点について一つ御答弁を頂きたい。

○衆議院議員(大西正道君) この山間僻地の小さな學校にもこの規定によりまして置かなければならぬといふことでありますけれども、これは文部省の學校圖書館設置基準にも、これは私は非常に理想的なものだと思つておりますけれども、この基準によりまして

も四百五十人未満の学校には兼任でよろしい、こういうふうに考えております。私は現在のこの教育財政の事情を見ますと、四百五十名で区切るということさえもこれは非常に困難である、全国の学校の基本的な形態でありますところの六百名乃至九百名で区切つてもよろうかと考へておるわけでありまして、併しながら法律のこの一つの規定の仕方といたしましては、やはり人の力というものは偉大なものであります。十分なる司書教諭の知識、技能を如何に身につけさせるといふことがこの図書館運営の最も眼目だと考へますので、規定は理想を高く掲げまして、現実的な財政面を考慮いたしまして緩和規定をあとに設けた次第でございます。この点を御了解願ひたいと思ひます。

○深川タマエ君 最後に、どう考へて見ましてもや不安が残りますので、もう一言附言いたしておきますけれども、初等教育の教科書を検定いたしましたのは、やはり大事な第二国民の養成だからであらうと思ふのです。更に子供の知識を発達するために多読を誘ふというのがこの図書館法の趣旨なんです、その書物の選択に当りまして先生が銘々に選択するということは、失礼ですけれどもや行き過ぎだと思ひます今日の日本の実情では、そこで文部大臣が指定されまして特別な審議会ができるのですけれども、広汎に互りまして大体この審議会で学校の図書館が備えてよい書物の認定ぐらいはすることが私はこの際大切だと思ひます。それは大分古くなりますけれども、ヨーロッパの例を見ましても、軍隊が赤化しない間は革命は成功しない

という時期がございまして、盛んに軍隊に赤化教育をいたしまして、とうとう革命に成功いたしました。日本には今軍隊がございせんけれども、警察が赤くならなければいけないというので盛んに警察の赤化に手を着けておる人があるやうであります。現に機密が全部警察のフラクション活動の手を通じて漏れてゐるやうな状態でございます、第二の国民の養成、そして双葉の芽生えと言ひますか、こういう少年の教育に赤い方面から目を着けない道理はないと思ひますので、検定も何もございせん本を学校の先生が選択して、無制限に図書館に入れて子供に読ませようということになりますと、やや危険性が伴う、小さい球根栽培ができるやうな大変でございますので、一つやはり教育審議会で非常に大きな枠を入れまして、そこで一応全国の図書館に備え付けられてよい本は大体でいいから認定してもらつて、その範囲で一つ選んでもらいたいと思ひます。

それと一つ、小学校の教科書の選択に當つてさへも、本屋の商人から盛んに贈賄と申すのです、中に賄賂が行くのです、そういう実情でございますので、検定をとつていない図書館に備え付けられる書物に當つては私は猛烈な運動が行われると思ひます。国庫の負担金があつたりいたしますと、これを先途として盛んに猛烈な売込み競争が始まりまゝと思ひますが、そういうことも考へますと、まあちよつとやはり大きい検定の枠を入れようと思ひまして、大体そこで書物の値段などをきめて、その範囲で選定してくれまゝならば、私たちが安心でございますし、第一父兄が安心

だらうと思ひます。学校の図書館で夜遅くまで子供が本を讀んで歸つて来て、一体何を讀んでゐるのか、今日の日本の御時勢ではやはりさぞ親が不安だらうと思ひます。こういうことについてちよつと心配でしたからお尋ねいたします。

○衆議院議員(大西正道君) 深川先生の御心配は私はよくわかるのでございしますが、これはこの法を制定したからその不安が急に増すといふものではなからうかと思ふのであります。現在全国の学校におきまして小学校は二万一千五百二十八校ありますが、そのうちの一萬五千七百七十六、四九〇がこの基準以上の図書館を持つて運営されておるし、中学校におきましても五三、高等学校においては八七、實際この基準以上の図書館が運営されております。而もこれに對して別段赤の侵入とかいふようなことは私は教育の面におきましては図書館と関連しては私に考へる必要は今のところないのではないかと考へる必要はあります。併しながら先生の御心配の点は、我々はこの法案の問題と別個にいたしまして、十分考へな

くちやならんことだと私は考へておる次第であります。

○高橋道男君 十三条但書の解釈の問題につきましては私も若干疑念を持つておりますが、同じことを繰返すまいと思ひますので、あとで休憩して解釈の統一なりその他の問題をきめられることを希望いたします。

私が今お尋ねしたいと思ひますのは、学校図書館は当然学校単位に、小学校、中学校、高等学校その単位ごとに設けられるものと了解するのであります、公立学校にはそういうものが固まつて設けられておる場合はないと言ひませんが、極めて少いと思ふのですが、私立学校の場合には一つの法人の下に、経営の下に高等学校、或いは中学校、小学校が経営されている場合があります。そういう場合に学校の図書館といふものは各学校別に設けべきものか、私はこれはまあ法人ごと、法人を一つの単位として設けてもよいといふやうに解釈をいたしたいのであります、その点は如何でございしますか。

○衆議院議員(大西正道君) それは別段どうなけりやならんといふやうなことは、私はこの法律の面では問題にはならんと思ふのであります、大学から小学まで同じやうな一つの法人におきましては、各学校種別ごとに十分この教育活動を発展させるために必要な圖書を備えられるといふことは、私はむしろこれはいいのではないかと考へておる次第であります。

○高橋道男君 只今の御答弁の通りのことがこの法律案には載つていないと私は思ふのであります。ですから確かめるのであります、法人ごとに法人を一個として設けるといふやうな解釈が許されるならば、むしろ結構だと存じますし、勿論その法人の規模の如何によつては学校の種別ごとに設けられることも勿論これは可能であり、そういうことは望ましいことでありまして、私立学校におきましても同様に財政問題がありますから、法人ごとに一つ持つといふことを基準にして考へてもよいといふやうに御考慮願ひたいと思ひます。

それから次にもう一点お尋ねしたいのは、図書館法によつて、これは社会教育面から公共団体などで図書館を設けることが、これは義務設置ではありませんが肯定されておるのであります、それとこの学校図書館との關係について勿論緊密な連絡を図る云々と書いてありますけれども、どういふやうにお考へになつておるか、私がお尋ねしたいと思ふ主眼の点は、先ほど来財政問題が一つの問題の中心になつておるのであります、そういう点から考へますと、すでに公共団体で以て一般の利用に供する図書館を設けておるところもあると思ふのであります。そういうやうな図書館を学校図書館に運用するといふことも私はその内容如何によつては可能だと思ふのであります。従つてそういうふうに図書館を設けておる公共団体にあつては、或いは今後も含んで考へてもいいと思ふのであります、学校図書館の運用の機関にするといふやうなことに對しては如何に考へになつておるか、それを伺ひたいと思ひます。

○衆議院議員(大西正道君) 図書館はこれは社会教育法の考え方によりまして一般の成人に對しての一つのサービス機関であります。学校図書館は教育課程を展開するために寄与する学校教育法に基くところの一つの施設でありますから、おのづからそこに差別がございまして、先生がおつしやいましたように、これは非常に緊密な關係にあるのであります。又これは當然十分なる關係を保ちつつ一つの教育の進展のために使わなければならない考へるのであります。で、具体的な今の公共団体で一般の図書館のあるところにおきましては、これは十分その内部におきま

して学校図書館の理想とするところを
実現させるような一つの運営の方法を
一つ考究して頂きまして、できるだけ
この間が緊密に進むことは私はこれは
学校図書館法本来の考え方から申しま
しても、又一般公共図書館の考え方か
ら申しまして至極尤もなことである
と考えるわけでありませう。

○高橋道男君 文部当局に念を押して
おきたいと思ふのでありますが、只今
の立案者の考え方では、公共図書館
も、学校図書館の運営に對して、或
はこれに代つて協力することが望まし
いことの御発言がございましたが、こ
の法律だけにありますれば、当然各学
校に設ける義務設置を命じることにな
るわけでありませう。従つてこの法律そ
のままを適用いたしますれば、必ず学校
には図書館を置かねばならぬというこ
とになるし、勿論それは結構なこと
でありますけれども、地方の財政事情に
よつてそれが著しくないというよう
な場合には、どういう措置を考えられ
るか、その点文部当局の御所信を伺つ
ておきたいと思ひます。

○説明員(大田周夫君) お答え申上げ
ます。私どもは学校にこの法案では義
務設置を命じておりますので、学校図
書館が一般の地域社会のかたゝのた
めに公共図書館の役割を果たしてい
たいというのを考えております。今
お尋ねの公共図書館が学校図書館の役
割をすることができるとかどうかとい
うことにつきましては、私どもまだ十分研
究いたしておりませんので、ここで
お答えいたすことができませんので、御
了承願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 大体質疑が終つたら
暫らく休憩してこの取扱について協議
第七部 文部委員会会議録第十四号

をしたいと思います。先ほどから私立
学校の点については多くの委員から意
見が出ておりますし、この問題について
いろいろ御意見があると思ひます。そ
れでその問題について、それから十三
条の但書の点、これは解消してありま
せんので、若干懸念をして、私もこの
法案に賛成なんでは是非上げたいと思
つておりますが、やはり疑義は疑義とし
て明らかにしておく必要がありませう。
○委員(川村松助君) 速記を止め
て。

午後零時十一分速記中止
午後零時三十八分速記開始
○委員(川村松助君) それでは再開
いたします。

○杉山昌作君 十三条の但書につきま
して私最初質問申し上げ、それからい
ろいろ質疑を聞いておりますと、却つ
てその意味がはつきりしないように思
うのですが、私の解釈するところでは、
この但書をもう少し正確に言うなら
ば、但しこれがために義務教育費国
庫負担法による教材費の国庫補助を削
減又は減額してはならないぞと、これ
だけの意味がはつきりすればいいのだ
と考えるのですが、その通り解釈して
よろしいございませうか。

○衆議院議員(大西正道君) その通り
一つ考えておりますから御解釈願ひた
いと思ひます。

○委員(川村松助君) 大体質疑はお
済みのようでございますが、本案に對
する御質疑は終了したものと認めて御
異議ありませんか。

○委員(川村松助君) 御異議ないも
のと認めます。

それではこれより討論に入ります。
御意見のおありのかたは賛否を明らか
にしてお述べを願ひます。

○大谷實雄君 この学校図書館法案に
関しましては本委員も賛成をいたすの
であります。先ほど来各委員から本
法案の第十三条におきまして前の個条
には私立の学校も含めて学校図書館を
設置するといふことになつておりま
す。この第十三条におきましては国
が公立学校にのみ負担をいたし、私立
の学校に對しては補助をすることが記
載されておりますので、皆様がたの
御賛成を得ますならば、本委員会は、
学校図書館法案について、次の附帯決
議を附して賛成する。

○荒木正三郎君 私は社会党第四總室
を代表いたしまして、本法案に賛成を
するものであります。ただ、質疑の途
中において、各委員から述べられまし
たように、私立学校についてもできる
だけ近い機会に、この法案に含まれる
ように、政府においても特に配慮され
るよう要望して賛成いたします。

○相馬助治君 私は社会党の第二總室
を代表して、只今議題と相成つており
ます学校図書館法について、賛成の
意思を表明いたします。
学校図書館の、教育上における重要な
意味を持つておるといふことは、もう申
上げるまでもないこととございまして、

法律によつてその設置を義務付けると
いうことは極めて當を得たことであら
うと存じます。ただ問題はその内容、
その設備、これに従事する人、これら
が問題でありまして、本法律が成立した
といたしまして、この法律の精神に
神に従つて政府当局並びに地方の公共
団体、これらが財政的な面においてこ
の支出を著しく、積極的にこれに當ら
なければ、固に描いた餅になる心配
があらうと存じます。従いまして質疑
の段階において明らかにしたことで
はございませうが、特に文部当局にお
きましては関係当局との財政的な交渉
において、十分本法の精神に則つて適
合したところの財政支出をなすこと
に、地方の公共団体においても、これ
に見合うところの財政支出をなすよう
に指導監督をするといふことが当面の
責務であらうと存じます。特に学校教
育といふものが現在の日本において
は、官立のものをもつて達成し得
ないことは明らかでありまして、そ
の観点からいたしますならば、本法
案に私立学校を含めてないといふこと
は、何としても片手落ちのそしりを免
れないところでありませう。併しなが
ら、この財政規模、その他種々の制約があ
つたために、かかる立法措置と相成つ
たのであらうと存じまして、これらの
ことに対して、只今大谷委員提案
の通りの附帯決議を附することに
ございませう。

○深川タマエ君 学校図書館施設につ
きまして、国と地方財政との負担の分担
の方法につきましては、たゞとて貧窮府県とい
へども教育の機会均等の趣旨に副いま
して、子供がその利益を公平に受けるこ
とができるよう、格別の御配慮を
されることが、備え付け書物の内容、
指導教員の思想的傾向、書物売り込み
に伴うキャンペーン等々の点につきま
して、文部省は十分監督され、いやくも
第二國民の教育に當り遺憾なきを期せ
られんことを希望を附して、改進黨を
代表いたして賛成いたします。

○高橋道男君 私本法案に賛成をい
たすものであります。
先ほど質疑の段階において相馬委員
から、前国会において我々有志のもの
が、この法案の準備をいたしたことに
言及いたされたことが、残念ながらそ
の機を得なかつたのであります。今
回衆議院の有志各位におかれて本法案
を立案いたされ、この運びにまでお持
ち頂きましたことに対して、厚く敬意
の念を表する次第でございませう。学校
教育が将来の國民教育の上に欠くべ
からざるものであることは申すまでも
ないのであります。その一つの要素と
して殊に民主的な思想の涵養というよ
うな上からいたしまして、この図書館
の受持つ役割といふものは極めて大
きいものがあると思ひます。現
状におきましては学校教育法などにそ
の片鱗は出ておりまして、強くその
実現を促進することはむずかしい状態
にあつたのであります。この法案が

成立いたしますればそういう気運も全国的に澎湃として起ることが予想いたされましますし、従つて我が国の学校教育の上に画期的な成果を挙げることも期待されると思つたのでございまして、その意味において私は衷心この成立を期待するものでございます。ただ本法案の審議の途中におきまして、法文の解釈について、特に十三条但書のこと

な大谷君提出の動議を議題といたします。学校図書館法案に附帯決議を付することに賛成の諸君の起立を求めます。

それではこれを以て散会いたします。午後零時五十四分散会

が問題になつたのであります。この点につきましては、学校図書館の充実を期する上に大切な解釈であると思ひます。上から、私は先ほど杉山委員から申されたように、この但書の規定が、そのまま義務小学校の教材費に充てられるべき額がこの図書館の図書のために圧縮されないという解釈を厳守することを条件として本法案に賛成いたしたいと思つたのであります。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記をとめて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）

○委員長（川村松助君）速記を始めて下さい。

【賛成者起立】

七月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。
一、青年学級振興法案（予備審査のための付託は六月二十九日）